

# 「スポーツ社会化論」的問題設定の 理論的検討

束 原 文 郎

## 0. 本稿の射程と目的

### 0-1. わが国における「スポーツ社会化論」

1970年代から90年代にかけて、体育・スポーツ社会学の関心の1つは、個人の「スポーツをする／しない」という行為選択あるいはその行為への関わり方を規定する要因を明らかにすることであった。その理論的視座として機能してきたのが、本小論が照準する「スポーツ社会化論」である。

Kenyon & McPherson が「社会化論」のスポーツへの適用によって「スポーツ社会化論」を成立させて以来、その基本的視角である「スポーツへの社会化」、「スポーツによる社会化」という2点の自明性は疑われることなく受け継がれてきた。<sup>\*1</sup>

前者は「人はなぜ／どのようにスポーツをするようになるのか？」、あるいは「スポーツへの態度や価値観はどのように醸成されるのか？」という点にある。すなわち、スポーツ参与を目的変数とし、それを説明するさまざまな変数との関連を考察する。

一方後者は、「スポーツ参加を通じた態度や価値形成が性格形成や社会性の発達にいかなる役割を果たすか」という、いわゆる「スポーツをすることによる効用」に照準している。すなわち、スポーツ参加を独立変数とし、他の変数（例えば、“クオリティ・オブ・ライフ”など）への影響を探るものである。

また、こうした「スポーツ社会化論」の枠組みの中で、スポーツに参加しな

\*1 Kenyon G.S. & McPherson B.D.: *Becoming Involvement in Physical Activity and Sport: A Process of Socialization.* in G.L. Rarick (ed.): *Physical Activity: Human Growth and Development.* pp.303-332, Academic Press, 1973.

\*2 山口泰雄：スポーツの社会化。『講座・スポーツの社会科学1 スポーツの社会学』、杏林書院、1998、pp.44-62。

くなる現象、すなわち「スポーツからの離脱（＝脱社会化）」を中心に扱うのが、「スポーツ社会化論」の分枝にあたる「スポーツ・ドロップアウト研究」<sup>\*3</sup>である。

ここにおいても研究の基本的な視座は主に2点に集約され、一つは「なぜ／どのようにスポーツをしないようになるのか？」であり、もう一つは「スポーツをしなくなることでどのような心理的・社会的不利がもたらされるのか？」といったものである。前者が「スポーツ競技からのドロップアウト」、後者が「スポーツ競技によるドロップアウト」となり、上述の「スポーツ社会化論」の枠組みに忠実に対応している。

わが国においてはこうした「スポーツ・ドロップアウト研究」を含めた「スポーツ社会化論」的なるものが80年代から90年代にかけて一種のブームと呼べるほどの隆盛を極めるが、00年代に入ってその影を潜めるようになってきた。

だが、なぜそうなったのか。わが国の「スポーツ社会化論」を相対化し限界を見極める嘗みは、未だ試みられた形跡がない。そしてそのパラダイム自体は、依然スポーツ参加やスポーツの制度研究に受け継がれているように見受けられる。

## 0-2. 「スポーツ社会化論」解体の必要性

ところで、社会学（特に教育社会学）においては、1960年ころからパーソンズの一般行為理論に対する批判的検討が繰り返しなされ、1990年代に既に「社会化論」のパラドキシカルな問題設定自体は見事に解体されている。<sup>\*4</sup>

また、当時はまだその事実を押さえていなかったものの、筆者らはこれまでに、高校サッカー部を対象とした量的調査から、スポーツ参加と学校適応との関係を指摘し、スポーツ参加＝スポーツ社会化といった短絡な枠組みを批判的に検討してきた。「スポーツ社会化論」の枠組みを維持したまでは観察の対象とすらならない社会的現実を浮き彫りにしてきたその試みは、「スポーツ社会化論」の解体に向かっていたと言っていい。

\*3 松尾哲矢：ドロップアウト。『講座・スポーツの社会科学1 スポーツの社会学』、10章「スポーツの社会病理」、杏林書院、1998、pp.187-197。

\*4 石飛和彦：「社会化論」の問題設定について。京都大学教育学部紀要、39号、1993、pp.382-392。

\*5 東原文郎／澤井和彦：運動部活動における「組織サイズ」と「退部率」に関する調査研究—都内高校サッカー部の事例から—。日本体育学会第54回大会 体育社会学専門分科会発表論文集、2003、pp.109-114

だが、我々の調査結果からのみでは、「スポーツ社会化論」の問題設定自体が抱える根本的な問題点を明確に指摘するまでに至っていない。そこで本小論では、教育社会学の中から「社会化論」的問題設定を問題化した石飛の議論(1993)を参照し、わが国における「スポーツ社会化論」的問題設定を相対化することを試みる。

最後に、「スポーツ社会化論」を解体することによって浮上する「体育・スポーツについて社会科学的に語る際の立場表明」の重要性を指摘し、現段階で把握できる立場の分岐について試論を展開したい。

## 1. 「社会化論」の定義と成立

### 1-1. 「社会化論」の定義

まず、本稿が対象とする「社会化論」を石飛に倣って定義しておこう。石飛は問題設定の形式に着目し、「社会化現象一般を扱う研究」を「社会化研究」、「社会化現象に注目することで社会現象を説明しようとする研究」を特に「社会化論」として区別した。

本稿が照準する「スポーツ社会化論」は、「社会化現象（例えば“中途退部”）に注目することによって社会現象（例えば“スポーツ離れ”、“バーン・アウト”）を説明しようとする研究」であり、石飛（=我々）の定義からすれば間違いなく「社会化論」として現象している。

こう言い換えてもいい。「スポーツ社会化論」とはすなわち、「スポーツをする／しない」という人間の行為選択に注目することで、その行為の原因と結果を考察できるとする理論である。

### 1-2. 「社会化論」の成立

体育・スポーツ社会学において、「スポーツ社会化論」の成立は過去に確認されていても、その前提たる「社会化論」の成立は確認されていない。では、その「社会化論」はいつどのように成立したのか。

「社会化論」の祖として「教育=方法的的社会化」概念を提起したデュルケムに求める議論が一般的であるが、先の定義からするとデュルケムの議論は「社会化研究」であって「社会化論」ではない。

「デュルケームの議論一般にあっては個々の人間の心理的な要素は積極的に問題関心から排除されてさえいる以上、個々の人間に對してしかじかの社会化が行なわれているがゆえに社会のしかじかの側面が説明されうる、という論法は採られ得ない」（石飛、1993）

デュルケームが設えた「方法的社会化」概念が「社会化論」の起源でないとすると、「社会化論」は一体いつ誰の手によって誕生したのか。歴史を紐解くとそれは、パーソンズが提起した「ホップズ的秩序問題」に対する解として、パーソンズ自身の手によって編み出された「内面化」モデルだったことになる。

「ホップズ的秩序問題」とは、当時の支配的パラダイム「功利主義」で前提される「合理的人間像」を徹底すると、ホップズが想定した「万人の万人に対する闘争」状態に陥るはずだが、現実には秩序は維持される、というパラドクスのことである。

周知の通り、ホップズが出した回答は「自然権の譲渡」、すなわち、秩序が維持されているということは、人間の主体性（自由）が断念されている、との解釈図式だった。

これに対してパーソンズは、人間の主体性を組み込んだ図式を考案した。「内面化」モデルとは、現存する文化・社会の体系が行為者に学習され「内面化（=社会化）」されることにより、その行為者による（主体的な）行為が文化・社会の体系をもう一度制度化する、というものである。

この解は、一見すると人間の主体性と秩序の両立可能性を示すと解釈でき、一時的にホップズ的秩序問題を乗り越えたかのように振舞った。

## 2. パーソンズ理論に対する批判

### 2-1. パーソンズ-ロング論争

パーソンズが行動科学的な見地に立って、パーソナリティーを把握しようとしたのは1940年代～50年代だが、1960年代には既に様々な方面でパーソンズ批判が展開されている。

「社会化論」の文脈においてその役割を果たしたのが D.H. ロングである。<sup>\*6</sup>

\*6 Wrong, Dennis H.: The Oversocialized Conception of Man in Modern Sociology. in American Sociological Review vol.26, no.2, 1961, pp183-193.

ロングはパーソンズの「内面化」モデルでは革命や暴力、逸脱が説明できないとし、パーソンズの「内面化」は「過剰社会化」であると主張した。

しかしながら、この主張はパーソンズが解こうとした「ホップズ的秩序問題」に正解を与えることはできなかった。ロングの「内面化批判＝過剰社会化」モデルで想定される人間像は、「人間はある程度まで社会化され、またある程度は社会化されていない存在であり、その中には内面化されている部分もあれば、内面化されていない部分もある」というものであった。

これに従うと、秩序問題に対しては、「社会秩序が維持されるのは前者の部分が秩序維持的な受動性を帯びるからであり、社会に葛藤あるいは変動が生じるのは後者の部分が創発的な主体性を帯びるからである」という説明図式を探らざるを得なくなる。

## 2－2. 「社会化論」の論理的終焉

石飛による「あらゆる社会化現象にフレキシブルに対応可能なこのモデルは、しかし、論理的には何も解決していない」との言明を待たずとも、ロングの議論が「ホップズ的秩序問題」の解決にはなっていないことは誰の目にも明らかである。

石飛は、この状況を「社会化論の論理的終焉」と呼んでいる。すなわち、秩序問題というパラドクスは社会化現象への注目によって解決され得ないということが、この時点で顕在化したのである。

にもかかわらず、米国においてもわが国においても、もちろんわが国の「スポーツ社会化論」においても、解かれるべき問題性を失っているハズの「社会化論」が繰り返されている現実を目の当たりにする。

ここに至って漸く、「「社会化論」という問題設定とは、一体何なのか」という石飛の問題設定に追いつくことができた。

## 3. 制度としての「社会化論」

解決すべき問題なき問題、「社会化論」的問題設定が繰り返され続けるという事態に対し、我々はどのような視座からの把握を試みれば良いのだろうか。

石飛は、「社会化論」は「ホップズ的秩序問題」の解を供給する力を持たないことを踏まえ、逆転の発想から鋭い洞察を展開する。

「社会化論の働きは、「ホップズ的秩序問題」において表現されているような社会と個人との関係についてのアポリアを、社会化現象への注目によって解決し得るはずだという保証を供給する事こそが、唯一の働きだと考えられる。」

「個々の理論が相殺し合いながらその部分を為し総体として維持し続いているところのひとつの社会化論的なるもの」を、石飛は、「制度としての社会化論」と呼んだ。そして、以下のように続ける。

「ひとたび社会化論的問題設定が制度として成立してしまえば、その内部にあっては社会化論的問題（社会と個人との関係に関する問題）の解決への要請は所与のものとされ、無条件に追求されることになる。」(( )) 内は筆者による)

このように、「社会化論」的問題設定の問題構造を明快に提示した点において、我々が注目した石飛の秀逸が示されている。

#### 4. 「スポーツ社会化論」的問題設定の問題点

##### 4-1. 「スポーツ社会化論」的問題設定がはらむ、理論的な問題性

この言明の批判力はさらに、全体社会への新規参入者の参入プロセスを扱う大枠の「社会化論」よりもむしろ、特定文化領域への参入／離脱プロセスを扱う「スポーツ社会化論」にとって特に鋭さを増すだろう。

なぜなら、スポーツはそれ自体が文化領域として現象しており、それへの参入／離脱はより多元的かつ選択的な問題として捉えられるはずであるが、「スポーツ社会化論」の内部にあっては「所与の問題設定（「人はなぜ／どのようにスポーツをするようになるのか？　あるいはしないようになるのか？」）」として機能してきたからである。

平たく言うとこうなる。「スポーツ社会化論」的問題設定においては、「スポーツをしない人にスポーツをさせる」という要請は所与のものとされ、無条件に追究され、問題設定自体の基盤が問われ得なくなってしまう点において、「スポーツ社会化論」的問題設定の理論的問題性が示されているのだ。

4－2. 「スポーツ社会化論」的問題設定がはらむ、社会現実に対する問題性へ  
さて、ここまで「スポーツ社会化論」の限界を石飛の議論をなぞる形で明らかにしてきたが、筆者はこれだけが「スポーツ社会化論」的問題設定の問題点ではないと考える。述べてきたのは理論上の問題構造であるが、社会学理論である限り、社会現実に対する問題性こそが問われるべきだからである。

筆者は、こうした解釈図式から現象を記述しようという試み自体が、当の図式の恣意性を覆い隠し、自明性を維持し、その図式を組み込んだ言説の再生産に加担してきた可能性に思いを馳せる。すなわち、「スポーツをする＝スポーツ社会化＝善／スポーツをしない＝スポーツ脱社会化＝悪」という図式を共有してしまっていることに無自覚になり、「スポーツをする／しない」という行為の「行為者にとっての意味」あるいは「社会にとっての機能」への分析から分析者自身が疎外される結果、「スポーツをする」ことの価値をただひたすらに呼び続けているのではないかと疑うのだ。

こうした理路からさらに踏み込めば、筆者は、述べたような行為選択という「事実」と善悪の“価値判断”を直結させる思考の末に「スポーツ・ドロップアウト研究」が成立し得、「スポーツ・ドロップアウト研究」の存在がスポーツ・ドロップアウトを温存してきた可能性を疑う。かような思考は現制度への反省に向かい難いと予想される行為の前提となる制度を疑うのではなく、行為そのもの問い合わせ続ける営みなのだから。筆者は、こうした現状にこそ「スポーツ社会化論」的問題設定の真の問題性を見出すのである。

## 5. 試論～「スポーツ社会化論」的問題設定の解体にあたって～

### 5－1. “事実”測定と“価値”判断の区別

「スポーツ社会化論」はしかし、体育・スポーツを語る際の揺るぎない視座のひとつとして今後も存在し続けるだろう。大枠の「社会化論」同様、解決すべき問題がなくても、否、永遠に解決不能だからこそ回り続ける“制度”として存在する可能性は否定できない。このことがはらむ理論・社会現実両面への問題性は述べてきた通りだ。

では、この問題性にどう対処していくべきなのか。実際、「スポーツ社会化論」的問題設定を批判するものの、体育・スポーツを社会学的に考察するには、行為水準の事実を把握することは不可欠である。となると、議論の方向性は必

然的に、行為の評価（解釈）、あるいは評価の基準となる価値観の是非に移行する。

本小論の「スポーツ社会化論」批判は行為水準の事実把握そのものへの批判と同義ではなく、むしろ、「スポーツ社会化論」と同じ轍を踏まないためにこそ、短絡的な「スポーツ信仰」と切り離された正確な事実把握を推奨する立場をとる。なぜなら、そうして得られた事実への洞察を経由した先にのみ、「スポーツ社会化論」に依拠することによって見落とされた社会現実に対する議論への道が開かれるからだ。

## 5－2. 問題提起としての「スポーツ参与＝学校適応」モデル

例えば、運動部活動という制度は「スポーツ社会化論」の格好の題材となってきたが、そこで力を注がれるべき分析の焦点は、生徒が「スポーツをする／しない」という行為そのものあるいはその原因・結果よりも、生徒をはじめ親や教師ら関わる行為者にとって、より大きな視野からは学校教育や社会に対して運動部活動制度が担う機能を過不足なく論定することに向けられるべきだと主張したい。

冒頭にも触れたが、筆者らの調査結果によると、運動部への参加継続率（歩留まり率）はスポーツ活動の内生変数（活動日数や試合日数、競技実績、指導者数や指導回数・指導信条）とは相関せず、スポーツ活動の外生変数たる学校の「入試偏差値」と正の相関を示す（偏差値が高い高校の生徒ほど部活動に参加し続ける、中途退部しない）。

一方、その前年度に筆者自身が実施した、部員数120余名からなる都立・進学・強豪高校サッカー部のフィールドワークにおいては、サッカーをするために部を構成するというよりもむしろ、部を構成し部員を所属させ続けるために様々な工夫を凝らす様相が描出される。<sup>\*7</sup> 行為者たる生徒たち自身には「〈サッカー〉のための〈集合〉」と感じられても、観察者の目には「〈集合（部活にいる＝学校にいる）〉のための〈サッカー〉」と映じたのだ。

こうした一連の調査結果から筆者らは、運動部活動への参加が“学校適応”的アスペクトを形成すると解釈し、「スポーツ参加＝スポーツ社会化＝善」と

\*7 東原文郎：高校運動部活動へのフィールドワーク。寒川恒夫編、『教養としてのスポーツ人類学』、大修館書店、2004、第2部；29章、pp.220-224。

いう短絡した図式を非現実的として批判した。否、非現実的だからというより、スポーツ活動自体の価値は社会（学）的な問題として成立しなかったのだ。

### 5－3. 「スポーツ社会化論」から「スポーツ社会化研究」へ

むしろ問われなければならないのは、運動部でのスポーツ活動が学校適応のツールとして機能することで、「学校化社会」<sup>\*8</sup> の存続と共犯的な関係を築いている可能性であろう。前に掲げた事例にあっても、スポーツ活動に対する学校的価値観の大いなる侵入が看取される。折しも学校組織のダウンサイ징が社会的な要請となる中、どういう観点からこの現状を観察し、記述し、考察していくのか。さらに、学校への過度の適応が社会への不適応を大量に生じさせている事態を、どうとらえ、どう批判していくのか。今度は観察者自身の立ち位置の表明が求められてくるのだ。

ただし、筆者がここで強調したいのは、運動部活動制度による学校化社会への寄与の是非ではなく、「スポーツ社会化論」的問題設定から体育・スポーツを語ることによって見落とされる、社会にとってより重要な議論の存在である。スポーツ内属的な価値観からスポーツを語ることもあってもいいが、より優先されるべきなのは、社会の側から体育・スポーツを語ることなのではないだろうか。本稿1－1でなされた「社会化論」の定義に戻れば、それは、「「スポーツ社会化論」から「スポーツ社会化研究」へ」と表現されよう。<sup>\*10</sup>

### 5－4. 体育・スポーツを社会学的に語る際の立場表明の重要性

筆者は、体育・スポーツを論じる理論枠組みがこうした混迷状況に陥る背景の一つとして、枠組み自体の背後にある“立場（価値選択）”の表明の不十分が挙げられると考える。体育やスポーツと社会を語る際に「どこから語るのか？」という立場が曖昧なために、それに対する批判や評価も曖昧になる。別言すれ

\*8 もともとはイヴァン・イリッチが『脱学校の社会』(1970)で指摘した現代社会の特徴。学校がその本来の役割を超えて、過剰な影響力を持つに至った社会のことだったが、本小論では、学校的価値が社会の全領域に浸透した社会という、宮台真司が広めた定義を採用。

\*9 イヴァン・イリッチ（東洋・澤周三：訳）、『脱学校の社会』、東京創元社、1977（＝1970）。尾木直樹／宮台真司、『学校を救済せよ 自己決定能力養成プログラム』、学陽書房、1998。上野千鶴子、『サヨナラ、学校化社会』、太郎次郎社、2002。宮台真司／藤井誠二／内藤朝雄、『学校が自由になる日』、雲母書房、2002。

\*10 石飛は同旨の提言を「「社会化論」から「社会化研究」へ」と表現し、定式化している。

ば、発言者の構想する社会の像が見えてこないので、勢い体育・スポーツの論じられ方が宙に浮くように見えるのだ。

立場の善し悪し（“現代”、“日本”という社会への適合性）とは別に、立場を表明することは求められていいハズだ。体育・スポーツ社会学は、自然科学ではなく社会科学なのだから。そしてこの立ち位置に自覚的になることで、「スポーツ社会化論」的問題設定からの語りが持つ意味も反省的に検討される可能性が担保できる。のこと自体の持つ意味は大きい。

### 5-5. 体育・スポーツを社会科学的に語る際の立場の類型

体育・スポーツの定義は措くとして、本小論のまとめとして、体育・スポーツの論じられ方の類型化を試みた（下表）。少々肌理の粗い議論になったのは承知だが、それでも敢えてここで議論の俎上に載せることに意味があると判断した。類型に収まらない立場があれば、後に補足されれば済む。

こうした類型化のメリットは、立場が明確になり議論しやすくなることの他にもある。それは、体育・スポーツ的社会現実の多様性を、多様な立場から論じる可能性を開くことである。例えば、学校教育内の体育を語る場合と、町おこしとしてのスポーツ、娯楽としてのスポーツを語る場合で、ひとりの研究者であっても語る立場が異なっていい。もちろん、時間的な変化・翻身も表明しさえすれば問題はない。

以前、「スポーツはニーズかウォンツか？」という議論が起ったが、筆者の場合、体育は子どもの社会での幸せ（1-1-1-1-2）と自己決定する主体形成への合理性（1-1-1-2-2<sup>\*12</sup>）、スポーツは文化消費の選択肢のひとつ（1-2-4）という立場から体育・スポーツを語る。暫定的とはいえ、

\*11 太枠内は宮台真司、『教育「真」論』、ウェイツ、2004、pp. 298-301より。（ ）内は筆者による補足。

\*12 今後の社会に適合的な主体形成が教育システムに期待される機能であることから、体育もその一翼を担うべく存在することを肯定する立場。自己決定できる主体を形成するには、①多様な選択肢の認知、②選択肢の中から自らにとって実りある選択をするための内的基準の確立、③その基準に沿って選択に伴う利害を計算する能力の獲得が要請される。

故に筆者は、子どもが成長した時の自己決定可能性を担保するという理路からのみ、自己決定能力を養成する過程で敢えて自己決定させない（身体活動・スポーツ活動を強制する）期間を保障する制度の存在を肯定し得ると考える。ちなみに、なぜ自己決定できる主体が必要なのかは価値選択による。

\*13 一つの文化としてスポーツを愛好し、システムの拡充を図りたいとする立場。

こうした立場の表明は多様な現実を収束させるためといって先のナイーブな議論（「スポーツはニーズかウォンツか？」）を持ち出す必要を免除する。

体育・スポーツは、ある人にとってはニーズであり、ある人にとってはウォンツなだけであるから、分析の焦点は「スポーツをする／しない」という“行為の水準”から「誰にどう意味づけられるか？」や「社会にとってどう機能するか？」という“予期（解釈）の水準”へとシフトするだけである。筆者は、こうした多様な視座からの多角的な議論だけが、多様な社会現実を記述し得、多様な体育・スポーツを構想し得ると考えている。

表：体育・スポーツを社会科学的に語る際の立場類型

	(1-1) 教育の手段	(1-1-1) 教育は手段	(1-1-1-1) 子どもの幸せのための手段	(1-1-1-1-1) 学校での幸せ
			(1-1-1-2) システム回転のための手段	(1-1-1-2-1) 学校的な合理性 (1-1-1-2-2) 社会的な合理性 (選別と動機付け)
	(1-2) 教育以外の手段	(1-1-2) 教育は目的		教育において生じること自体が目的 （『社会化論』）
		(1-2-1) 健康増進 (ヘルスプロモーション論?)		(1-2-1-1) 個人の幸福のための手段 (1-2-1-2) 医療システム回転のための手段
	(1-2) 教育以外の手段	(1-2-2) 地域活性化 (町おこし運動?、社会体育論?)	ローカリズムの戦略 (代替不可能性志向)	(1-2-2-1) 地域社会の合理性 (地域社会内の多様性を無視)
				(1-2-2-2) 社会の合理性 (地域社会内の多様性を許容)
	(2) スポーツ・体育（身体活動）は目的	(1-2-3) 経済活性化（あるいは正常化） (スポーツ政策論)	経済システムの合理化	(1-2-3-1) 企業（自治体）的な合理性 (1-2-3-2) 社会的な合理性
				(1-2-4) 娯楽・陶酔感覚・快感供給 (文化活動の選択肢)
		スポーツ・体育（身体活動）において生じること自体が目的 （『スポーツ社会化論』・『スポーツ・ドロップアウト研究』）		

## 【引用・参考文献】

- イヴァン・イリッチ（東洋、澤周三：訳）、『脱学校の社会』、東京創元社、1977（＝1970）。
- 石飛和彦：「社会化論」的問題設定について。京都大学教育学部紀要、39号、1993、pp.382-392。
- Kenyon G.S. & McPherson B.D. : Becoming Involvement in Physical Activity and Sport: A Process of Socialization. in G.L.Rarick (ed.): *Physical Activity: Human Growth and Development*. pp.303-332, Academic Press, 1973.
- 松尾哲矢：ドロップアウト。『講座・スポーツの社会科学 1 スポーツの社会学』、10章「スポーツの社会病理」、杏林書院、1998、pp.187-197。
- 宮台真司／藤井誠二／内藤朝雄、『学校が自由になる日』、雲母書房、2002。
- 宮台真司、『教育「真」論』、ウェイツ、2004、pp. 298-301より。
- 尾木直樹／宮台真司、『学校を救済せよ 自己決定能力養成プログラム』、学陽書房、1998。
- 東原文郎／澤井和彦：運動部活動における「組織サイズ」と「退部率」に関する調査研究—都内高校サッカー部の事例から—。日本体育学会第54回大会 体育社会学専門分科会発表論文集、2003、pp.109-114
- 東原文郎：高校運動部活動へのフィールドワーク。寒川恒夫編、『教養としてのスポーツ人類学』、大修館書店、2004、第2部；29章、pp.220-224。
- 上野千鶴子、『サヨナラ、学校化社会』、太郎次郎社、2002。
- Wrong, Dennis H. : The Oversocialized Conception of Man in Modern Sociology. in American Sociological Review vol.26, no.2, 1961, pp183-193.
- 山口泰雄：スポーツの社会化。『講座・スポーツの社会科学 1 スポーツの社会学』、杏林書院、1998、pp.44-62。

## 【附記】

本稿は、平成20年度札幌大学研究助成、平成20年度、21年度科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）、課題番号：20800043）の成果の一部である。